

平成17年 1 月27日

制定

(目的)

第1条 この規程は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大している状況に鑑み、学校法人関西大学及び法人が設置する学校（以下「本学」という。）における個人情報の取扱いについて遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）で定めるもの

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報

- (4) コンピュータ処理 コンピュータを使用して行われる個人情報の全てに関する入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。  
ただし、専ら文書・図画の作成、記録、伝達等を行うためだけの処理を除く。
- (5) 職員 本学の役員（理事及び監事）及び学校法人関西大学職員任免規則に定める教育職員及び事務職員並びに本学の指揮、監督下にある派遣労働者をいう。
- (6) 記録文書 本学の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報が記録された文書、図画、フィルム、データ等をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、本学の職員に対して適用する。

- 2 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合においても、この規程の趣旨に沿って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

（個人情報保護管理者）

第4条 個人情報の収集、利用、提供、開示、訂正等を適正に行うために、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

- 2 管理者は、個人情報を取り扱う部局等の長をもって充てる。
- 3 管理者は、必要な場合は個人情報保護委員会に付議することができる。

（安全管理責任者）

第5条 個人情報の安全管理を徹底するために、安全管理責任者（以下「責任者」という。）を置く。

- 2 責任者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じる。
- 3 責任者は、課長、事務長及びグループ長をもって充てる。

（個人情報保護委員会）

第6条 個人情報の保護を適正に行うため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の事項について審議する。
  - (1) 個人情報の保護に関する全学的な施策に関する事項
  - (2) 管理者から個人情報の収集、利用、提供、開示、訂正等について付議された事項
  - (3) その他個人情報の保護に関する重要な事項
- 3 委員会は、次の者をもって構成する。
  - (1) 常任理事会が指名する常勤の役員
  - (2) 副学長のうち1名
  - (3) 高等学校長
  - (4) 中学校長

- (5) 小学校長
- (6) 幼稚園長
- (7) 学生センター所長
- (8) 法人本部長
- (9) 大学本部長
- (10) 総務局長
- (11) 人事局長
- (12) 学長室長
- (13) 学事局長
- (14) 学生サービス事務局長
- (15) 学術情報事務局長

4 委員会の委員長は、前項第1号に規定する常勤の役員のうちから、委員会において選出する。

5 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

6 委員会は、職員に対して、個人情報管理についての教育、啓発その他の必要な対策を行う。

7 委員会の事務は、法務課が行う。

(個人情報の収集)

第7条 個人情報は、あらかじめ定められた目的を達成するために必要な限度内において収集しなければならない、かつ、その利用目的を具体的に特定しなければならない。

2 利用目的を変更する場合には、変更目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとし、かつ、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

3 個人情報は、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない、次項各号の規定に基づき第三者からの提供により個人情報を収集する場合は、提供元の法令遵守及び個人情報の適切な管理状況を確認の上、提供元を選定しなければならない。

4 個人情報は、本人の同意を得て収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令に基づく業務の遂行上、当該個人情報を保有する機関から必要な情報を収集又は利用するとき。

(2) 本人の同意に基づいて、第三者から収集するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の保全上緊急に収集する必要がある、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 出版、報道等、公にされたものから収集するとき。

- (5) 公的機関が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (6) 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）で定める者により公開されている場合
- (7) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

5 前項ただし書の規定により個人情報を収集した場合は、収集年月日、提供者の氏名又は名称、データの取得経緯等の記録を作成し、保存しなければならない。

6 個人の思想、信条及び信仰に関する情報は、収集してはならない。

（職員の責務）

第8条 個人情報は、あらかじめ定められた目的の範囲内で、常に正確かつ安全に取り扱うこととし、かつ、最新の情報を保有しなければならない。

2 個人情報の不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えいの防止に努めなければならない。

3 不要となった個人情報は、確実かつ迅速に返却、消去又は廃棄しなければならない。

4 職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。退職後も同様とする。

（取扱事務の記録）

第9条 記録文書を取り扱うときは、責任者はその事務に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成し、管理しなければならない。

- (1) 事務取扱機関の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録項目
- (4) 個人情報の収集先及び収集方法
- (5) コンピュータ等機械による処理の有無及び保存方法
- (6) 個人情報の取扱期間
- (7) 個人情報を返却、消去又は破棄した日
- (8) その他事務取扱上必要とする事項

（個人情報の利用及び提供）

第10条 収集した個人情報は、定められた目的以外の目的に利用し、又は本人の同意なく第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に基づいて利用し、又は提供するとき。

- (2) 個人の生命、身体又は財産の保全上緊急に利用又は提供する必要がある、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公的機関が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 前項ただし書の規定により、個人情報に本人以外の者に提供する場合は、提供年月日、受領者の氏名又は名称等の記録を作成、保存しなければならない。提供目的の達成時には、個人情報の返却、廃棄等の措置を講じなければならない。
- 3 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前2項の規定の提供については、第三者に該当しないものとする。
  - (1) 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人情報提供される場合
  - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報提供される場合
  - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人情報当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

(取扱いの委託等)

- 第11条 本学が、個人情報の取扱いを伴う特定の事務の全部又は一部を本学以外の者に委託する場合は、個人情報の保護に関して受託者が守るべき義務及び違反したときの責任の内容を当該契約に明記し、個人情報の適正な維持管理が行われるように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 2 委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも個人情報保護法第20条で求められるものと同等以上であることを確認しなければならない。その場合は、委託先の体制、規程等の確認に加え、必要に応じて個人情報の取扱場所の視察又はこれに代わる合理的な方法によって確認を行った上で、責任者が適切に評価するものとする。
  - 3 委託契約においては、委託先が委託を受けた個人情報の安全管理のために講じるべき措置の内容を明確化するものとし、次の事項に留意して、必要な規定を設けるよう努めるものとする。
    - (1) 委託先の個人情報の取扱いに関する事項
    - (2) 委託先の秘密保持に関する事項
    - (3) 委託された個人情報の再委託に関する事項
    - (4) 契約終了時の個人情報の返却又は委託先における破棄若しくは削除に関する事項
    - (5) 契約内容が遵守されなかった場合の措置

(6) 委託契約期間等に関する事項

- 4 委託先における個人情報の取扱状況を把握するために、適宜に監査等を行うことにより、委託契約に定めた事項が実施されているかを調査した上で、適切に評価するよう努めなければならない。
- 5 委託先が再委託を行う場合は、本学は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人情報の取扱方法等について、委託先に事前報告又は事前承認を求める、直接又は委託先を通じて適宜に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対してこの条に規定する委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が個人情報保護法第20条に規定する安全管理措置を講じることを十分に確認するよう努めなければならない。再委託先が再々委託を行う場合以降も、同様とする。

(個人情報の開示)

第12条 職員並びに学生、生徒、児童及び園児（以下「学生等」という。）は、自己の個人情報の開示を、当該記録文書を保有する機関の管理者に申請することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部を開示しないことがある。

- (1) 開示申請の対象となった個人情報に、第三者に関する情報が含まれ、当該情報のみを開示することが困難であるとき。
- (2) 開示申請の対象となった個人情報が、個人の指導、診断、評価、選考等に関するものであるとき。ただし、申請者を開示することが当該指導、診断、評価、選考等に必要であるとき、又は本学所定の証明書を交付するときは、この限りでない。
- (3) 開示を行うことが、業務の正常な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) その他委員会が開示は適当でないと判断したとき。

(開示申請の方法)

第13条 個人情報の開示を申請する場合には、当該情報を保有する機関の管理者に対して、申請者が申請の当人であることを証明する書類を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとする。

- (1) 申請者の所属、氏名及び現住所
- (2) 開示を申請する個人情報の内容
- (3) 開示申請の目的
- (4) その他管理者が事務処理上必要とする事項

(開示の方法)

第14条 記録文書の開示は、当該文書の閲覧又は写しの交付をもって行う。

- 2 コンピュータ処理用の情報ファイルに記録されている個人情報の開示は、現に使用しているプログラムを用いて出力したものの写しの交付をもって行う。

3 前2項に定める閲覧又は写しの交付が困難な場合は、他の適切な方法によって行う。

(自己情報訂正の請求)

第15条 自己の個人情報と事実と異なる場合は、該当者は、当該個人情報を保有する機関の管理者に対して、訂正の請求をすることができる。

2 前項の請求を行う場合は、請求者が、請求の当人であることを証明する書類を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出するものとする。

- (1) 請求者の所属、氏名及び現住所
- (2) 訂正を求める個人情報の内容
- (3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容
- (4) その他管理者が事務処理上必要とする事項

(不服の申出)

第16条 職員及び学生等が、自己の個人情報に関する本学の取扱いについて不服を有する場合は、委員会に対して不服の申出をすることができる。

2 前項の申出を行う場合は、申出者が、申出の当人であることを証明する書類を提示するとともに、次に定める事項を記載した不服申出書を提出するものとする。

- (1) 申出者の所属、氏名及び現住所
- (2) 不服の申出事項、理由及び希望する是正の内容
- (3) その他委員会が事務処理上必要とする事項

3 委員会は、第1項の申出があった場合は、速やかに審議し、決定した内容を申出者に通知しなければならない。

(監査)

第17条 監査室は、本学における個人情報の取扱状況を適宜点検し、個人情報の取扱いが適法かつ適切に行われているかについて監査するものとする。

(法令違反又は法令違反のおそれが発覚した場合の対応)

第18条 本学は、その取り扱う個人情報について、法令違反又は法令違反のおそれが発覚した場合は、必要に応じて、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事実関係の調査及び原因の究明
- (2) 影響範囲の特定
- (3) 再発防止策の検討及び実施
- (4) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- (5) 事実関係、再発防止策等の公表
- (6) 主務大臣等への報告

(データ保護責任者)

第19条 EU一般データ保護規則第37条に基づくデータ保護責任者は、第6条第4項に定め

る委員会の委員長とする。

- 2 データ保護責任者は、EU一般データ保護規則に基づくデータ保護について、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(補則)

第20条 この規程に定めのない事項については、個人情報保護法及び関係法令その他別段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年10月12日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年9月27日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年12月18日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年11月26日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成24年11月22日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成28年1月21日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2017年5月30日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2024年4月1日から施行する。